

○八王子市八王子中央公園複合施設条例素案（骨子）

1 目的及び設置

八王子市が八王子中央公園に設置する八王子中央公園複合施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 名称及び位置

複合施設の名称及び位置は、次のとおりとすること。

名称 八王子中央公園複合施設

位置 八王子市子安町三丁目 26 番 1 号

3 施設

- (1) 複合施設は、八王子市憩いライブラリ、八王子市歴史・郷土ミュージアム、交流スペース、大屋根広場、事務室その他の付帯施設を設けることとすること。
- (2) (1)の八王子市憩いライブラリの設置及び管理については、この条例に定めるもののほか、八王子市図書館条例の定めるところによること。
- (3) (1)の八王子市歴史・郷土ミュージアムの設置及び管理については、この条例に定めるもののほか、八王子市歴史・郷土ミュージアム条例の定めるところによること。

4 事業

複合施設は、次に掲げる事業を行うこと。

- (1) 集い・交流機能に関する事業
- (2) レクリエーション機能に関する事業
- (3) 防災機能に関する事業
- (4) 図書館機能に関する事業
- (5) 学習・交流機能に関する事業
- (6) 利用促進・滞在機能に関する事業
- (7) 博物館機能に関する事業
- (8) 協創機能に関する事業
- (9) ネットワーク機能に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

5 休館日

憩いライブラリ及び歴史・郷土ミュージアムを除く複合施設（以下「交流スペース等」という。）の休館日は、毎月の第 2 月曜日（ただし、その日が休日に当たる時は、その日後においてその日に最も近い休日に当たらない日）、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までとすること。また、市長は、特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、もしくは休館日とせず、又は臨時に休館日を定めることができることとする。

6 開館時間

交流スペース等の開館時間は、午前 10 時から午後 8 時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができることとする。

こと。また、大屋根広場は、利用承認を受けない場合の開館時間は、八王子市都市公園条例で定める八王子中央公園の供用時間と同様とすること。

7 利用の制限

市長は、交流スペース等を利用する者が次のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み又は退館を命ずることができることとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

8 利用承認等

- (1) スタジオ 1、スタジオ 2、自習スペース 2 及び大屋根広場（以下「スタジオ等」という。）の利用者は、あらかじめ市規則で定めるところにより申請し、承認を受けなければならないこととする。
- (2) 指定管理者は、利用の制限に該当するとき、又は指定管理者が利用を不適当と認めたときは、承認をしないものとする。
- (3) 指定管理者は、承認の取消し、又は利用の停止によって利用者に損害が生じてもその責めを負わないこととする。

9 利用料金

- (1) 利用者は、利用料金を、利用承認を受けた際に、指定管理者に支払わなければならないこととする。また、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでないこととする。
- (2) 利用料金は、この条例に定める額の範囲内において及びスタジオ等に附属する設備及び器具等については市規則で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとする。
- (3) スタジオ等の施設予約に関する事務を処理する電子計算組織を使用して予約をした際、市の使用に係る電子計算機とスタジオ等の施設を利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により利用料金を支払うことができるとすることとし、また、この利用料金の支払いは、利用の承認を受けたときに行われたものとみなすこととする。
- (4) 利用料金は、指定管理者の収入とすることとする。

10 利用料金の減免

指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

11 利用料金の不還付

既納の利用料金は、還付しないこととする。また、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができることとする。

12 目的外利用等の禁止

利用者は、利用承認を受けた目的外に利用し、又はこれらを利用する権利を譲

渡し、若しくは転貸してはならないこととする。

1 3 利用承認の取消し等

市長は、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき、利用条件に違反したとき、災害その他の事故により施設が使用できなくなったとき及び市長が不適当と認めたときは、承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができることとする。

1 4 原状回復義務

利用者は、施設の利用を終了したときは、直に原状に回復しなければならないこととする。また、利用承認を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

1 5 損害賠償義務

交流スペース等の建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、市長が定める損害額を賠償しなければならないこととする。また、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができることとする。

1 6 販売行為等の禁止

交流スペース等施設内においては、市長の許可を受けずに物品の販売行為、広告物の掲出、掲示及び配布、その他これらに類する行為をしてはならないこととする。

1 7 指定管理者による管理

交流スペース等の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に行わせることとする。

1 8 指定管理者の指定

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他市規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。
- (2) 市長は、次に掲げる基準により審査して最も適当であると認めて選定された者又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者に指定することができることとする。
 - ① 交流スペース等の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
 - ② 交流スペース等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - ③ 交流スペース等の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

1 9 指定管理者の指定の取消し等

- (1) 市長は、指定管理者が管理の業務又は経理の状況に関して、市長がした指示に従わないとき、基準を満たさなくなったと認めるとき及び指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、20 の規定による指定を取

り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとすること。

- (2) 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、市長が臨時に交流スペース等の施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、この条例に定める額並びに市規則で定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収することとする。

2 0 指定管理者の公表

市長は、指定管理者の指定をしたとき、その指定を取り消したとき、又は管理の業務の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならないこととする。

2 1 指定管理者の業務

- (1) 市長は、4に掲げる(4)及び(7)を除く。)業務に関すること、利用の制限に関すること、交流スペース等の施設及びこれに附属する器具の維持管理及び修繕(市長が指定する修繕を除く。)に関すること並びに市長が特に必要があると認めることを指定管理者に行わせることができることとすること。
- (2) 指定管理者が行う業務に要する経費については、予算の範囲内において支払うものとする。

2 2 秘密保持義務

指定管理者又は構成施設の業務に従事している者は、構成施設の管理に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととする。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とすることとする。

2 3 個人情報の取扱い

指定管理者は、構成施設の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。

2 4 施行期日

この条例は、令和8年10月1日から施行することとする。また、指定管理者の指定その他必要な準備行為は、施行日の前においても行うことができることとする。